

## 荷受人の権利

### 《設例》

荷送人は、運送人に対して、横浜港から那覇港までのクラシックカー（以下「運送品」という）の海上運送を委託した。荷送人は、運送品の所有者から、運送品の展示貸出しその他の運用を委託されており、甲との間で運送品の沖縄における展示のための賃貸借契約を締結していた。本件運送契約では、船荷証券は発行されず、荷受人として甲が指定されていた。また、運送品はコンテナに積載されて運送された。

本件運送中に、荷送人と甲間において本件賃貸借契約上の争いが生じたため、荷送人は甲に対して契約を解除する旨を通知した。荷受人甲は、契約解除は無効であるとし、運送人に対して、甲が正当な荷受人であるので那覇港到着後に甲に対して運送品を引渡すよう請求した。その後、荷送人は、契約解除は有効であるとし、乙と新たな賃貸借契約を締結し、運送契約上の処分権を行使して荷受人を甲から乙に変更する旨を運送人に通知した。運送品が積載されているコンテナが那覇港に到着し開扉されたところ、運送品がコンテナ内を移動し破損していた。運送品の損傷は激しく、修理費用が運送品の市場価額を超えていた。損傷を被った時点は不明である（いわゆるコンシールドダメージ）。

(1) 甲または乙のいずれが荷受人となるか。

(2) 荷受人（甲・乙いずれであっても）は、荷送人及び運送品の所有者に対して損害賠償責任を負っておらず、荷受人自身には損害が発生していなかった（逸失利益は賠償請求できないものとする）。

荷受人は、運送人に対して、本件運送契約の債務不履行を根拠に、運送品の市場価格相当の賠償請求を求め、管轄のある裁判所において訴訟を提起した。本件運送品が損傷を被ったことについて運送人に過失があるとして、荷受人の損害賠償請求が認められるためには、運送中に貨物が損傷を被ったことのみを立証すれば足りるのか、それとも荷受人自身が損傷を被っていることまでの立証が必要か。

仮に上記立証は不要であり、運送人が荷受人に対して損害を賠償した場合、運送人が運送品の所有者から所有権侵害を根拠に不法行為に基づく損害賠償請求を受ければ、運送人は所有者に対して損害賠償責任を負うことになるか。

### 《出題趣旨》

改正商法 581 条 1 項は、運送中に運送品の全部が滅失したときは、荷受人は物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得すると規定し、同条 2 項は、この場合、荷受人が運送品の引渡しまたはその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は権利を行使することができないと規定する。

本改正では、荷受人の権利の取得時期として、運送品の到達地への到達に加えて、「運送品の全部が滅失したとき」が挙げられている。「全部が滅失したとき」は、損害の一態様であるところ、物理的滅失に限るのか、推定全損も含めるか、その意義は明確ではなく、解釈上争いが生じ得る。

また、「全部が滅失したとき」においても、荷受人が「損害賠償の請求」ではなく、「運送品の引渡し」を請求すれば、荷送人は権利を行使することができなくなるかも条文上は明確ではなく、解釈上争いが生じ得る。

さらに、「全部が滅失したとき」には推定全損も含めるとすると、損傷時点が判然としない場合が想定されるが、「全部が滅失したとき」の場合も荷受人の引渡し請求によって荷送人が権利を行使できなくなると解すると、荷受人の権利行使と荷送人の権利行使のどちらが優先するのかが問題となり得る。

次に、荷受人が運送人に対し損害賠償請求をする場合、改正商法 581 条に基づき荷受人が権利者となれば、荷受人自身に損害が生じていなくとも損害賠償請求が認められるのかが問題となる。この点、最判昭和 53 年 4 月 20 日（民集 32 卷 3 号 670 頁）は、荷受人に全く損害が生じない場合についてまで運送人に損害賠償責任を負わないものと解するのが相当であると判示している。荷受人自身に損害が発生していることが賠償請求の要件ではないとする場合、この判決との整合性が問題となる。

### 《参考資料》

#### 1. 法制審議会商法部会（運送・海商関係）関連資料

部会資料 2	13 頁～16 頁
部会資料 7	10 頁～12 頁
部会資料 13	30 頁～34 頁
部会資料 14	8 頁～10 頁
部会資料 16	11 頁～13 頁
部会資料 18	4 頁～5 頁
部会資料 19-2	3 頁

第 2 回会議議事録	33 頁～40 頁
第 7 回会議議事録	7 頁～12 頁
第 12 回会議議事録	32 頁～36 頁
第 14 回会議議事録	23 頁～27 頁
第 16 回会議議事録	21 頁～23 頁

運送法制研究会報告書	25 頁～30 頁
------------	-----------

「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案に対する早稲田大学教授の意見」早稲田法学 91 巻 1 号 61 頁～63 頁

## 2. 最判昭和 53 年 4 月 20 日関連資料

加茂紀久男・最高裁判所判例解説 民事篇（昭和 53 年度）189 頁

落合誠一・ジュリ臨増 693 号 107 頁（昭 53 重判解）

倉沢康一郎・金商 561 号 47 頁

穴戸善一・ジュリ別冊 194 号 192 頁（商法（総則・商行為）判例百選 第 5 版）

江頭憲治郎・法協 98 巻 3 号 483 頁

神崎克郎・民商 80 巻 4 号 55 頁

関俊彦・法学（東北大学）43 巻 3 号 192 頁